

静岡県告示第5号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和2年1月7日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 新たに管理する施設

種類	名称	位置	能力
道路 (道路)	新興津埠頭3号道路	新興津埠頭～新興津埠頭 2号道路	延長 318.21m、車道幅員 12m 車線数 2、舗装形態 アスファルト舗装

2 供用開始日

令和2年1月27日